

シェアリングエコノミー推進事業 2021 年度業務委託  
(クラウドファンディング/フードシェアリングサービス普及促進・活用支援等)  
公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣旨・目的

シェアリングエコノミーには以下のような効果が期待されている。

- (1) 個人の資産や能力の市場化を促進し、個人による多種多様なサービス提供が活性化する（個人の活躍）
  - (2) 課題を抱えている人と支援を提供できる人が出会い、頼りあえる機会を提供することで、地域における共助が充実する（地域共助の進展）
  - (3) 遊休資産や余った時間の活用を促進し、社会経済全体の生産性を高める（資源の効率的な活用）等
- 千葉県においても、クラウドファンディング<sup>※1</sup>やフードシェアリング<sup>※2</sup>等の多様な分野において、シェアリングエコノミーの活用による地域課題解決が図られるよう、シェアリングエコノミーの普及促進やサービス活用支援に必要な業務を委託により実施する。

※1 クラウドファンディングとは

インターネットを介して不特定多数の人々から少額ずつ資金を調達すること。

※2 フードシェアリングとは

企業や飲食店等の廃棄直前の飲食物等と消費者をマッチングすること。

## 2 委託業務の概要

- (1) 委託業務名 シェアリングエコノミー推進事業 2021 年度業務委託（クラウドファンディング/フードシェアリングサービス普及促進・活用支援等）
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和 4 年 3 月 1 8 日（金）まで
- (4) 業務委託料 10,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限とする。
- (5) 支払条件 受託者は業務完了の報告及び千葉県による検査完了後、委託料の支払いを請求できる。千葉県は支払請求を受けた日から 30 日以内に支払う。（業務完了後、一括払い）

## 3 事業者要件

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないもの。なお、複数の事業者により構成された共同企業体による参加も認めるが、すべての事業者が次のいずれにも該当しないものとし、一企画提案参加申込者の代表企業又は構成員が他の企画提案参加申込者の代表企業又は構成員となることはできない。

- (1) 法人格を有していない者
- (2) 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者
- (3) 企画提案参加申込日前 6 か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者
- (6) 千葉市内において都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に違反している者
- (7) 国税及び地方税を滞納している者
- (8) 千葉県入札契約に係る暴力団対策措置要綱に規定する措置要件に該当する者

## 4 企画提案の手続き等

### (1) スケジュール

- ①公募開始日 令和3年3月11日(木)
- ②質問受付締切日 令和3年3月23日(火)
- ③質問回答日 令和3年3月25日(木)
- ④参加申込受付締切日 令和3年4月8日(木)
- ⑤選定委員会開催 令和3年4月中旬を予定(必要に応じて企画提案参加申込者へのヒアリングを実施)
- ⑥選定結果通知 令和3年4月14日(水)
- ⑦業務委託契約締結 令和3年4月下旬を予定

### (2) 質問の提出について

本実施要領及び仕様書等の内容について不明な点がある場合は、下記の条件で質問を受け付ける。

- ①受付期間 令和3年3月23日(火) 午後5時まで
- ②質問方法 下記電子メールアドレス宛てに質問書を提出すること。なお、電話・口頭・FAX等での質問は一切受け付けない。  
電子メールアドレス：[tokku.POF@city.chiba.lg.jp](mailto:tokku.POF@city.chiba.lg.jp)
- ③回答 質問に対する回答は千葉県ホームページに令和3年3月25日(木) 午後5時までに掲載する。なお、質問の内容により、事業者選定の公平性を保てない場合には、回答しないことがある。

### (3) 参加申込について

#### ①提出書類

下記書類を提出すること。なお、様式第3号～第5号及び企画提案書(任意書式)の副本については、企画提案参加申込者(共同企業体の場合は構成員を含む)が判明・特定できる表現を使用しないこと(連携・協力事業者等は除く)。

- ア 様式第1号 企画提案参加申込書(1部)
- イ 様式第2号 誓約書(1部)  
※共同企業体の場合は代表企業及び構成員すべての誓約書を提出すること
- ウ 様式第3号 会社概要書及び業務実績調書(10部：正本1部、副本9部)  
※会社概要書については様式第3号の内容が記載されている会社案内パンフレットでも可(共同企業体の場合は代表企業及び構成員すべての会社概要を記載すること)なお、副本に関しては記載不要  
※業務実績調書については過去5年間におけるシェアリングエコノミー活用事業(実施中、受託中のものを含む)を記載すること(共同企業体の場合は代表企業、構成員どちらの業務実績を記載しても構わない)  
※記載された業務実績の内容を確認できる契約書等の写しを添付すること
- エ 様式第4号 業務経費見積書(10部：正本1部、副本9部)  
※仕様書記載の「4 業務内容」別に見積もること  
※見積書の項目(内訳)をできるだけ詳細に分類して記載すること
- オ 様式第5号 企画提案概要書(10部：正本1部、副本9部)  
※仕様書を熟読のうえ、本実施要領「5 事業者選定」記載の審査の着目点別に内容を記載すること
- カ 任意書式 企画提案書(10部：正本1部、副本9部)
- キ 様式第6号 共同企業体等一覧表(1部)  
※共同企業体の場合のみ
- ク 様式第7号 委任状(共同企業体等)(1部)  
※共同企業体の場合のみ

- ②提出方法 持参又は郵送
- ③提出期限 令和3年4月8日(木)午後5時までに必着  
(土、日及び休日を除く午前9時から午後5時まで受付)  
なお、郵送の場合は締切日に必着のこと。
- ④提出場所 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号  
千葉市総合政策局未来都市戦略部国家戦略特区推進課(本庁舎5階)  
(担当:渡辺、竹野)
- ⑤その他 参加申込後に辞退する場合は、参加辞退届出書(任意書式)を持参又は郵送にて提出すること。なお、参加辞退届出書には以下必須項目を記載すること。  
必須項目:日付、商号又は名称、代表者氏名(代表者印を押印すること)、辞退理由

#### (4) 選定結果の通知について

- ①通知日 令和3年4月14日(水)
- ②通知方法 企画提案参加申込者全員へ電子メールで結果を通知し、千葉市ホームページで公表。  
なお、審査内容に関する質問や審査結果に関する異議の申し立ては受け付けない。

## 5 事業者選定

- (1) 千葉市が設置する選定委員会の審査員が、審査基準に基づいて、提出された企画提案書等をもとに審査を行い、合計点数が最も高い1者を選定する。ただし、合計点数が、委員会が定める基準点を下回った場合は、事業者を選定せず、再度、選定を行う場合がある。
- (2) 提出された企画提案書等の審査のほか、必要に応じてヒアリングを実施する。ヒアリングを実施する場合は別途通知する。
- (3) 最多得点の提案が複数あった場合は、審査員の合議により選定する。
- (4) 企画提案参加申込者が1者であっても、同様の審査を行う。
- (5) 選定にかかる審査項目及び配点は次のとおりとする。

【審査項目及び配点（150点満点）】

審査項目（配点）	審査の着目点
1 クラウドファンディング普及促進・活用支援事業（30）	<p>クラウドファンディングセミナー・ワークショップ</p> <p>NPO、町内自治会、学生のクラウドファンディングに対する理解が深まり、実際にクラウドファンディングを活用する団体や個人が増加すると期待できるものであるか。</p> <p>クラウドファンディングの活用支援</p> <p>クラウドファンディングの活用支援に係るコンサルティング内容が円滑なクラウドファンディングの実施を期待できるものであるか。</p> <p>クラウドファンディング普及促進・活用支援事業の効果検証</p> <p>事業の課題把握や効果検証方法が、今後、千葉市がクラウドファンディング普及促進・活用支援施策の実施を検討するうえで有益な情報を得られると期待できるものであるか。</p>
2 フードシェアリングサービス普及促進・活用支援事業（50）	<p>フードシェアリングサービスセミナー</p> <p>出品主体、購入主体のフードシェアリングサービスに対する理解が深まり、実際にフードシェアリングサービスを活用する主体が増加すると期待できるものであるか。</p> <p>市内企業や飲食店等に対するフードシェアリングサービスのプロモーション（サービス導入・利用支援）</p> <p>より多くの市内企業や飲食店等（主に新規）がサービスを導入・利用するよう、フードシェアリングサービス事業者と連携した具体的な支援策が盛り込まれているか。また、複数のフードシェアリングサービス事業者と連携する等、食品業界の多方面でサービス導入・利用が促されると期待できるものであるか。</p> <p>市民等の消費者に対するフードシェアリングサービスのプロモーション（サービス利用支援）</p> <p>より多くの市民等（主に新規）がサービスを利用するよう、フードシェアリングサービス事業者と連携した具体的な支援策が盛り込まれているか。また、複数のフードシェアリングサービス事業者と連携する等、多様な飲食物等の消費が促されると期待できるものであるか。</p> <p>フードシェアリングサービス導入・利用状況等の把握</p> <p>フードシェアリングサービス事業者と連携し、仕様書記載の情報を問題なく報告できるか。</p> <p>市内食品関連社会貢献団体との連携</p> <p>市内食品関連社会貢献団体の活動活性化支援に係る取組みがフードシェアリングサービス事業者と十分に連携が取れているものであるか。また、当該取組みが市内食品関連社会貢献団体のニーズに応じたものと期待できるものであるか。</p> <p>フードシェアリングサービス普及促進・活用支援事業の効果検証</p> <p>事業の課題把握や効果検証方法が、今後、千葉市がフードシェアリングサービス普及促進・活用支援施策の実施を検討するうえで有益な情報を得られると期待できるものであるか。</p>
3 独自提案（10）	<p>千葉市が仕様書に提示している以上のことについて、業務の目的を達成する上で、有意義な独自の提案がされているか。</p>
4 持続性（10）	<p>本事業が一過性のものとならず、事業終了後も事業の効果が持続的なもの・波及するものとなるよう工夫されているか。</p>
5 周知・集客（10）	<p>事業の周知・集客方法がより多くの対象を確保できるものと期待できるものであるか。また、市内地域団体や大学、食品業界等に対してコネクションがある等、円滑な事業の周知・集客を期待できるものであるか。</p>
6 運営能力・事業実施体制（30）	<p>本事業に類する事業実績、成果を有している等、その知識、ノウハウ、経験等を十分に活かせることが期待できるか。</p> <p>運営は組織化され、指導・監督体制が整備されているか。また、適切な人員が配置されているか（本業務の実施体制図（総括責任者、業務実施責任者等の組織体制図）を添付し提案すること）。</p> <p>工程表は事業の確実な実施、運営が見込めるものとなっているか（工程表を添付し提案すること）。</p> <p>事業の実施において、感染症の拡大防止が図られているか。</p>
7 事業費の妥当性（10）	<p>事業費の積算は妥当か。また、事業の目標（値）や提案事項において期待される効果に対して、事業費のバランスがとれているか。</p>

## 6 契約

- (1) 上記により選定された者を、事業の委託契約予定者とする。
- (2) 契約に当たっては、選定された企画提案内容をもとに、委託業務の細部について千葉市と協議を行うこと。なお、協議の結果、委託業務の一部が変更となる場合がある。
- (3) 前項の協議が不成立の場合には、千葉市は順次、次点以下の提案者と交渉を行い、委託契約を締結する。
- (4) 留意事項
  - ①契約にあたっては、契約書を2通作成し、各1通を保有する。
  - ②契約保証金は要。ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。
  - ③業務の一部について、第三者に委託する際は、事前に千葉市の承諾を受けること。
  - ④委託料の支払いについては、委託業務完了後一括払いとする。
  - ⑤著作権については、仕様書記載のとおりとする。
- (5) 守秘義務  
本業務を遂行する上で知り得た情報については、千葉市の承認を得ることなく第三者に漏らしてはならない。

## 7 失格事項

企画提案参加申込者が次のいずれかに該当すると千葉市が判断した場合は、失格とする。

- (1) 事業者要件を満たさない場合
- (2) 本実施要領を順守しない場合
- (3) 企画提案書等の提出書類の期限を遅延した場合
- (4) 企画提案書等の提出書類に虚偽があった場合
- (5) 企画提案書等の提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (6) 提出された業務経費見積書が委託料上限を超過している場合
- (7) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (8) 前号までに定めるもののほか、提案にあたって著しく審議の公平性に反する行為があった場合

## 8 その他

- (1) 企画提案書等、提出書類の作成、提出に要する費用は、全て企画提案参加申込者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等については、選定結果にかかわらず返却しない。
- (3) 企画提案書等は、千葉市情報公開条例（平成12年市条例第52号）の規定に基づき開示請求されたときは、公にすることにより、企画提案参加申込者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、選定期間中は、同条例第7条第1項第6号の規定に基づき、開示の対象としない。
- (4) 企画提案書の著作権は、当該企画を提案した企画提案参加申込者に帰属するが、千葉市は事業者の選定の公表等必要な場合においては、企画提案書の内容を無償で使用できるものとする。
- (5) その他、業務遂行上発生した問題等については、千葉市と受託者の協議のうえ、対応を決定することとする。